万国の労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

労働者共産党 中央機関紙

プロレタリア

第359号（統合3号）
1999.9.1
1976年6月7日 第三種郵便物認可 《月1回刊1日発行》
定価150円 （12回送料込2500円・密封2800円）

発行所・労農通信社　発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2—38—11
☎03(3849)4953　FAX 03(3849)4938
郵便振替 00160—4—174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

戦争をしない・させない全国的連携を強化しよう

国家総動員体制に抗し統一戦線形成へ

八月二五日に、五月二四日に成立した周辺事態法が施行され、新ガイドラインよる日米共同戦争体制が臨戦態勢に入っている。

われわれ日本の労働者人民の直面する主要なたたかいの一つは、朝鮮半島情勢などをにらんだこの戦争法の発動を阻止し、侵略戦争非協力の大衆運動を地域・職場から全国的につくりあげることである。またさらに朝鮮半島・アジア太平洋民衆との連帯を強め、アメリカや日本の帝国主義者が戦争をひきおこすことができないような平和環境を促進するたたかいが必要であり、その中心的課題は、朝鮮半島の自主的平和的統一の支持・支援ということになる。

わが労働者共産党は、党結成当初の主要なたたかいとして、この戦争法を無力化するための各地・各団体での運動の前進と、その全国的ネットワークの広範な形成のために、全力で奮闘することを表明するものである。

状況をどう認識するか

このように、労働者人民とわが党の直面する課題はまったく明らかであるが、しかし、それを確認しただけでは不充分である。と言うのはどういうことか。

八月十三日に閉会した通常国会では、周辺事態法をはじめとする新ガイドライン関連法が成立したのに続き、盗聴法をふくむいわゆる組織犯罪対策法、「日の丸・君が代」法、米軍用地特措法再改悪をふくむ地方分権一括法、中央省庁改革法、住民基本台帳法改悪、入管法改悪、など行政・軍事を再編する諸法案がばたばたと成立させられた。また労働者派遣法・職安法改悪、産業再生法など、労働者の生殺与奪にかかわる諸法も成立させられた。さらに、憲法調査会設置法が成立し、平和憲法改悪の具体的第一歩を開始している。

このように今通常国会では「戦後政治の総決算」というべき重要諸法案が、国会内外での重大な抵抗をうけることもなく成立してしまった。いくつかの法案に対しては、大衆運動のひろがりの新しい可能性がみられたが、われわれ反対運動側の力関係の劣勢は明らかであった。

したがって先進的な労働者人民の避けて通れない課題は、周辺事態法の発動などへの具体的抵抗を強めることとともに、それだけではなく、こうした重要諸法案が成立した全体状況をどのように認識するのか、またそれを許した運動の弱さ、力関係の劣勢をどのように克服していくのかという、党と労働者人民の今後のたたかい総体に関わる真剣な検討である。

現在の戦争遂行体制の特徴

まず全体状況をどう認識するのか。わが党をふくめ多くの人々が、戦後日本の「戦争のできる国家」への転換と批判している。戦後日本が米軍への基地供与だけでなく、日本軍が対外戦争へ出動することが可能な国家となり、銃後の国民管理体制が整備されつつあるのだから、まさにそうである。

だから「新たな戦前」の始まり、という見方もある。しかし、このことを、一九三〇年代の日本が再現されつつあると見るならば正しくはない。現代帝国主義の世界は、レーニンとコミンテルンの時代の帝国主義とはかなり異なった世界である。現在の日本情勢を、専制権力によってブルジョア民主主義が壊滅し、帝国主義間矛盾の爆発としての戦争が近づいていると見ることはできない。

ソ連崩壊後の現代世界情勢の特徴は、第二次世界大戦後に形成されたアメリカ帝国主義を主柱とする諸帝国主義の政治的・経済的国際体制（わが党はこれを国際反革命同盟体制と呼んでいるが）が、いぜん米帝をその主柱としつつも再編成されつつあることである。その再編成の経済的特徴は世界資本主義のグローバル化であり、政治・軍事的特徴はNATOと日米安保の再定義である。日米安保の再定義によって日米安保はアジア太平洋安保へ実質的に改定され、日本軍は米軍と共同する外征軍としての役割を与えられた。

この国際帝国主義の再編成の枠内において、帝国主義の不均等発展・帝間矛盾が進行しつつあるが、それは当面、「大競争時代」として経済的に貫徹されているものである。そして政治・軍事的には、「南」側諸国人民を収奪し抑圧する「北」側諸国の共同歩調が続けられているのである。

ソ連崩壊後、とくに目立っているのは、こうした帝国主義勢力が、民族自立的国家あるいは世銀・IMFなどに抵抗する国家にたいして、ほしいままに侵略攻撃を強行していること、そのさい「市場経済化」と「民主主義」を同一視しつつ、「人権」「民主化」をイデオロギー的にかかげて攻撃していることである。米帝による現在の戦争は総力戦ではなく、その形態は大量の徴兵を必要としないハイテク攻撃である。

日本帝国主義が今後参戦しようとしている戦争は、たぶんにこのような戦争であり、それを遂行するための国内体制はファッショ的軍国主義体制である必要はないのである。日本の支配層はいま、ブルジョア民主主義を一掃しようとしているのではなく、その支配体制を「改革」し、「戦争のできる国家」に対応した管理・統制された議会制民主主義を実現しようとしているのである。

そして、こうした国家統治の再編は、いわゆる官治システムからの脱却をスローガンとしつつ、市民団体的な活力の体制側への吸収、「自己の確立」をかかげた雇用流動化の労働政策など、戦後日本を大きくかえる社会・経済的再編をともなって進められつつある。それがめざしているのが、国民統合をいぜん天皇制に頼るというデタラメな「成熟した市民社会」であったとしても…。

力関係を好転させる為には

こうしたことから、新ガイドライン体制を押し返していく力関係の好転をかちとるためには、戦争と反動の危険を叫ぶだけではダメであり、国家・社会の転換のなかの支配の弱点、労働者人民の現代的諸要求、その新しい闘争舞台についてよく研究し、諸運動を総合的にとらえる必要がある。

重要諸法案が次々と成立したのは、直接的には自民・自由・公明（および民主党の半分）による翼賛国会ができているからである。しかし議会政治の次元で自自公を糾弾するだけでは、彼我の力関係を好転していくことにはつながらない。生活と労働の現場から、いくつもの胎動は始まっている。戦争を拒否する住民自治、女性パートをはじめとする新しい労働運動、反失業と生きるための協同…。

われわれは、その諸運動を支え、地域的統一戦線を形成し、さらに全人民的統一戦線をめざしていく。党は統一戦線の最も頑強な推進者であるとともに、諸要求の徹底した解決が社会主義革命をおいてないことを不断に主張する。わが労働者共産党はこのような党として、自己を強化するとともに、全国の誠実な共産主義者、先進的労働者とのより大きな統合を一貫してめざしていく。

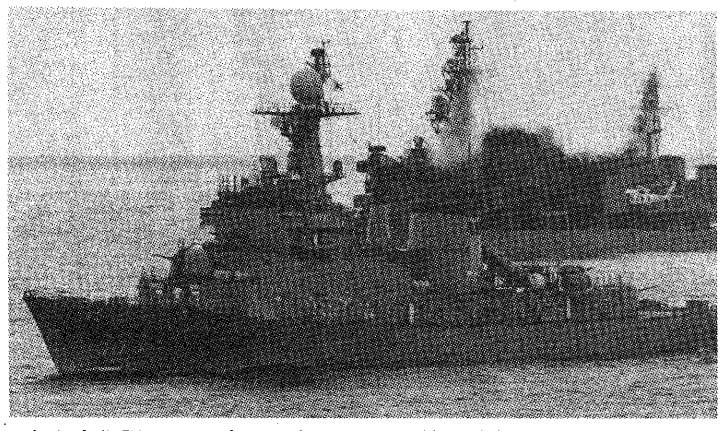

海上自衛隊と韓国海軍の初の共同訓練が強行された。（8・2～8済州島沖公海）

8・28戦争協力を許さないつどいシンポ

〝今何が起きてるのか〟

八月二八日、東京・文京区民センターで「8・28戦争協力を許さないつどいシンポジウム」が開かれ、百人近くが参加した。主催は、このかん新ガイドライン関連法反対の共同行動の場となってきた戦争協力を許さないつどいの共闘関係である。

この種の集会は都内でもいくつか開かれているが、このシンポが「戦争体制作りへいま何が起きているのか？」とタイトルをつけていることに示されるように、このかん周辺事態法、組対法、日の丸・君が代法などなどが次々と制定されてしまった現情勢をどう認識し、どう立ち向かっていくのかということが広く問題意識にのぼっている。

シンポでは、古関彰一さん（独協大・憲法史）、井上澄夫さん（一坪反戦地主）、木元茂夫さん（すべての基地にNOをファイト神奈川）が報告・提起を行なった。

古関さんは、今後の運動として「九条を守れ」だけでは不十分であり、「軍備によらない国民の安全保障」の妥当性を、国際的NGO活動など平和主義の具体的実践によって示していくことが重要と、指摘した。

井上さんは、新中央集権主義をすすめる地方分権一括法とその周辺事態法との関連などを分析しつつ、反撃の方法として、来年四月の一括法施行の前に出る政令・省令、それに対応する各自治体の動向を監視し、自治体の条例改廃・新設をチェックしていくたたかいの重要性を指摘した。

木元さんは、横須賀（空母コンステレーションの七月入港）など、周辺事態法成立と米軍基地の動きについて報告しつつ、周辺事態法での強制力の〝弱さ〟も正しく見ておくことの必要や、自衛官への働きかけの必要などを提起した。

参加者は少なかったが、課題提起に具体性のあるシンポであった。

（東京W通信員）

労働者、市民、知識人、宗教者などの広範な共同を（5・21明治公園）

最新発行中!!

労働者共産党
結成大会 報告・決定集

一九九九年六月、共産主義者同盟と日本共産党（マルクス・レーニン主義）とが統合し、「労働者共産党」を結成。結成大会で採択された「共同声明」「党規約」「結成宣言」などを収録。左翼の将来に関心あるすべての人に必読文献！

◉A5判32P　頒価500円（送料140円）
◉購入申込先・郵便振替00160・4・174947 労農通信社

大阪・釜ヶ崎

10・15～16反失業全国行動へ

まけへんで！と仕事要求

排除・収容・隔離政策を許すな

五月二六日、政府と六自治体（東京都、新宿区、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市）からなる「ホームレス問題連絡会議」は、「ホームレス問題に対する当面の対応策」としての取りまとめを行ない、「自立支援事業政策」が公表された。

政策は、①総合的な相談・自立支援体制の確立、②雇用の安定、③保健医療の充実、④住まいの確保、⑤安心安全な地域環境の確保をあげ、今秋を目標に、東京、大阪を中心にし、全国で二十ヵ所を目標に自立支援センターを設立するものとされている。支援事業には整備費に国が補助金を出し、野宿からの自立に対し「フローチャート」なるものが提示され対応するとしている。

しかし、この政策には、野宿労働者の真の原因である失業問題が、また自立支援においても要である「就労対策」が柱にすえられていないものであった。それだけでなく、野宿労働者を野宿に至った要因別に三つに分類し、三項に社会的な束縛を嫌う者、身元を明らかにしないなど社会生活を拒否する者を規定し、「社会適応の促進を図る」と称して、地域から排除・収容・隔離を図ろうとする差別的な政策となっている。この「取りまとめ」の基になる調査ですら五大都市における野宿者数は一万四千九百名となっている。政府さえ無視できなくなった失業を原因とする野宿労働者の現実に対して、この排除・収容・隔離政策を許してはならない。

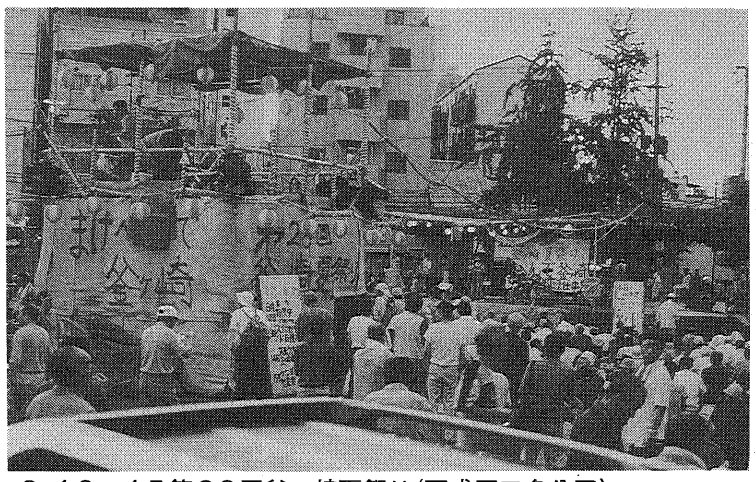

8・12～15第28回釜ヶ崎夏祭り（西成区三角公園）

釜ヶ崎反失連の要求と闘争

釜ヶ崎における反失業闘争は、三月一杯の一ヵ月におよぶ大阪市庁前野営闘争の中で、七月末までのセンター夜間開放や、「特別清掃事業」の拡大・通年化、新規地区外軽作業十人枠の創出などの成果をあげ、以降も続けられてきた。

釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会（略称・釜ヶ崎反失連）は、釜ヶ崎日雇労働組合や釜ヶ崎キリスト教協友会など数多くの団体から成る釜ヶ崎の反失業の共同闘争機関であり、これまで大阪市内で公的調査ですら八六六〇名を数える野宿者に対して、緊急避難としてのシェルターや当面の生活保障として、とりわけ「福祉的労働」の創出を軸にして、一ヵ月以上にわたる野営闘争や抗議行動などをたたかい抜いてきた。このかんの一定の地区内での成果だけにとどまらず反失業闘争の前進を図るべく、『野宿を余儀なくされている労働者への経済的自立援助策をもとめて』のパンフを発行し、国に対し政策要求を提出した。

この「野宿生活者経済的自立支援策」は、第一に国に、大阪市に対しての野宿労働者への対策費として百億円の交付を要求している。この柱は、一日三千人の就労を確保する雇用政策と日雇保険制度との組合せにより六千名の野宿労働者が野宿から脱する自立支援という、釜ヶ崎の現実からの具体的要求である。第二に「野宿生活者支援法」の成立を求めている。そして第三に、「リサイクルセンター」の全国展開などの野宿労働者の雇用創出に対するビジョンをも提出しているものである。

六月二日、国に対し要望書を提出するとともに、六月十八・十九日には部落解放大阪府民共闘と解放同盟大阪府連の、野宿生活者問題についての現地でのフィールドワーク・現地討論集会に対し、釜ヶ崎の他労組や諸団体と共に受け入れ、現地の案内と討議を行ない、共同と連帯を求めるねばり強い取り組みも重ねられている。七月十七日には地区内の諸団体代表と共に、「要望書」に対する賛同署名六九七一名を持って厚生省に対し働きかけを重ねてきた。

七月末までのセンター夜間開放は、府・市からの具体的な解決案の提示のないまま一ヵ月延長された。

釜ヶ崎では八月十二日夜前夜祭から十三～十五日、「まけへんで！釜ヶ崎」とスローガンをかかげ恒例の第二十八回釜ヶ崎夏祭りが行なわれた。時折強い雨の降る中ではあったが、今年はメインゲストに新谷のり子、曽野恵子さんをすえ、三日間、すいか割り、すもう、盆踊り、多数の夜店にと大いに楽しんだ。

全国的共同闘争を切り拓こう

府・市は九月以降の策として、あいりん職安南分庁前の自らの敷地内に、初めて自らシェルター（緊急宿泊場所）を建設する策を出し建設を始めた。四百一六百名は宿泊できるとのことであるが、反失連が三徳寮横に建てている大テントと同様なもので来年三月末までと期限を切っている。行政が自らやっとシェルター建設に踏み切ったことは前進としつつも、いぜん要である失業対策には何ら前進はない状態である。釜ヶ崎反失連はひきつづきたたかいを進めている。

一方、東京における全都野宿労働者統一行動による、自立支援センター開設に向けた都庁・各区への取り組みも続けられている。

全国の野宿労働者に対する緊急対策や、反失業のたたかいを結びつける全国反失業のたたかいの第一歩が今秋に始まる。十月十五日には、全都野宿労働者統一行動実行委の主催で対都庁デモが、十六日には、全国日雇労働組合協議会（日雇全協）による反失業全国集会が開催される。

反失業闘争を全国各地で押し進めよう！

（関西S通信員）

●7・31～8・1全障連全国交流大会●

〝当事者主体の運動〟論議

行政とどう向き合うか

七月三一日～八月一日、東京において全障連全国交流大会が開かれた。首都東京での四年ぶりの交流大会ということで、内容も濃く、活気ある集会となった。

大会は三一日が全電通会館での全体会、一日が二会場に分かれて身体障害、知的障害、精神障害の各分科会が行なわれた。

障害のちがいを超えて今集会ではとくに、行政の福祉政策とどのように向き合うか、当事者主体の運動をどうつくるか、といったことが主要な論点となった。

行政の福祉政策としては、障害者の自立と社会経済活動への参画のために、主体性・選択制の尊重、地域での支え合いがあげられている。しかし、障害者自身の手による活動やたたかいは、不十分にしか盛り込まれておらず、介助サービス等についても市場原理の導入ということが言われている。

また、施設については、相変らず収容型ということが根強く、知的障害者に対する虐待もその中で起きている。精神障害者に対しても、公立の精神病院での拘束による保安処分攻撃が権力にとっての危険度の順位に沿ってとられようとしている。

このような現状に対し、全国障害者解放運動連絡会議は制度・政策要求闘争でたたかっていくことを主要な戦術としている。たしかに欠格条項の廃止などについての要求闘争は重要であるが、一方で制度政策要求一辺倒では責任ある対案を出すという方法はややもすると行政のペースに巻き込まれ、アリバイ工作（障害者が制度作りに参加しているという）として利用されかねない。この点についてどうなのかは不鮮明さを感じざるをえなかった。

分科会討論については、すべてを見たわけではないが、おおむね活発な障害者自身による討論が行なわれていたように思う。そして、どの分科会も障害者の自立ということが、主要な問題とされていた。

障害者自身が主人公に

私たちは、健常者や専門家が中心ではなく障害者自身が主人公であるようなたたかいを支持し、その発展に力をかしていくことが何より大事と思われる。生活、労働、教育、医療等々、障害者のたたかいは多岐にわたって必要であり、労働者階級にとっても、このような障害者との出会いの場を大事にし、ともにたたかっていくことが問われている。

今回の大会はこのような現状が打ち出されており、意義あるものだったと言えよう。（東京A通信員）

映評

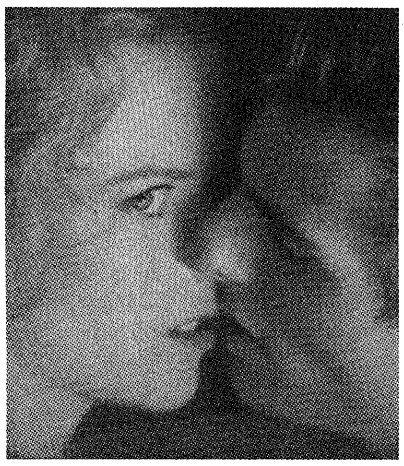

◆スタンリー・キューブリック監督

アイズ ワイド シャット

フロイト的に描かれた個人生活の陥穽

この夏、衝撃的な予告編とキャッチコピーが流された『アイズ・ワイド・シャット』が公開された。多くの話題を呼んだこの作品は、スタンリー・キューブリック監督の十二年ぶりの作であり、遺作でもある。

不思議な題名（目を見開いて閉じる）のこの作品は、クリスマス・イブからクリスマスまで約一日を描いた、ニューヨークに住む内科医夫婦の物語である。イブのパーティーに出掛けた際に、妻から浮気の衝動にかられたことが告白される。そこから主人公の内科医は、嫉妬にさいなまれ、妻と別れて町を彷徨し、秘密パーティーに入り込んだり、現実と幻想のなかをさまよい歩くのである。このなかには、フロイト的な性描写があるが、心理描写の反映と言ったほうが妥当と思われる。その意味では異論はあると思うが、フロイトの世界を映像化した数少ない成功作品と言えるのではないか。

翌クリスマスの日も、主人公は幻想から解き放されることなく、おこった事態を追い続け究明しようとするが、すべて自分にかけられた罠であることに気付くのである。その夜、子どものクリスマスプレゼントを買いに、子どもを連れて三人でショッピングに行く。玩具屋で主人公は、妻にセックスを要求する。この言葉で、幻想と妄想の世界から現実世界にまいもどったことが表現された。

この作品への論評が、公開されてから渦巻いている。おおかた性描写での肩透かしとフロイト的世界の描写に関してであろう。筆者は、この作品の論評が出回る以前に見ることができた。また左翼系のメディアは、この作品をほぼ無視するであろう。

しかし筆者は、この作品が断じて紛うことなきキューブリックの作品であり、二十世紀を代表する劇映画であると断言する。

映画が登場して百年を越えている。後発のテレビとの関係もありながら、あらゆる分野で映画は利用されてきた。劇映画は、アメリカを中心に商業映画（いま公開されている代表作は『スター・ウォーズ』）と、スターリン以降のプロパガンダ映画に大別できるのではないだろうか。二十世紀初頭の映画作品は、エイゼンシュタインに代表される実験的手法（革命を主題にしようが）と、チャップリンに代表される舞台芸などの映画的手法による作品が、初期の映画を開拓したのではないだろうか。

社会的矛盾の映画化は、ドキュメンタリーまたはリアリズム映画として数多く作られ、多くの民衆の感銘を得てきた。個人的矛盾を主題にする作品（社会的背景こそ重要であるが）では、宗教的な矛盾ととらえる作品が数多くある。どちらもそれぞれの手法で民衆をとらえ、商業的に成功をかち取ることができたからである。

しかしこのキューブリックの作品は、諸個人が陥ることが大いにありうる、性的妄想をそれ自身として（主人公がいかに裕福な生活をしようが）描き切っている。その意味では、現代社会の矛盾は、個人生活をあらゆる側面から陥れているといえる。それゆえにこの作品を無視したり、否定することは、筆者にはできない。いや最大限の賛辞を、この作品にあたえることができる。

さらに付け加えるなら、キューブリックはこの作品をイギリスで作っている。六十年の作品『スパルタカス』で「赤」攻撃を受け、以来イギリスに移住し、数多くの歴史的作品を制作している。また彼の作品は、初期のときから写真的映像を駆使し、この『アイズ・ワイド・シャット』は『バリー・リンドン』とならぶ最も美しい作品といえる。（A）

重要法案の連続強行採決は何を意味するか

帝国主義的な大国政治の鮮明化

▼川村　次郎

トップ・ダウン方式への転換

新ガイドライン関連法、国旗・国歌法、盗聴法、改正住民基本台帳法など重要法案が十分な討議もせずに、たてつづけに強行採決された。

従来の国会運営からすれば異常なこの強行採決の連続は、一体何を意味するか。それは第一に、自自公政権の成立、すなわちキャスティングボートを握る公明党の政権内取り込みの成功と、野党第一党の民主党の体制内党としての明確化である。第二は、与党・内閣の政治スタイルの転換である。従来の根回し政治、談合政治（一種のボトム・アップ方式）からトップ・ダウン方式への転換である。

第二の点についてはマスコミなどでは軽視されているが、すでにこの間の行革論議で重要論点の一つになっていた。すなわち、戦前の大臣は、天皇を輔弼（補佐）することが任務のため、行政体制は「分担管理原則」でおこなわれてきた。そして、内閣の討議事項は事前の事務次官会議を通ったものしか討議・決定できなかった。完全に官僚主導である（戦後改革でも官治システムは基本的に変わらなかった）。これを変えて内閣機能の強化、首相のリーダーシップ強化を図ることが行革の目的の一つであった。その結果、中央省庁改革関連法で首相は事務次官会議にはからなくても閣議に提案できる「発議権」が明記された。このことは、首相―内閣の任務が各官庁の既得権益に縛られない総合戦略の策定・実践指導にあり、このために首相を補佐するものとして内閣官房、内閣府、総務省が機能する。首相・内閣の機能強化は、阪神・淡路大震災の教訓、あるいは北朝鮮対策などいわゆる「危機管理」対策を迅速に行うという面もあるが、もっと一般化していうと、帝国主義大国として世界政治に能動的にかかわる姿勢を格段に高めたということを意味する。新ガイドライン関連法の成立は、その軍事的保証（自衛隊の海外展開）を新たな段階に引き上げた。

帝国主義大国として内外の諸矛盾に迅速・的確に対処するためには従来のボトム・アップ方式では全く対処できないということである。

だがこの間の動きを見ると、支配階級の狙いは単に首相・内閣の機能強化に止まらない。国家―社会の全面転換をはかっていることを注視しなければならない。

法律規制と日常監視の強化

すでに九七年十二月三日に提出された行政改革会議の最終報告では、「今回の行政改革は、『行政』の改革であると同時に、国民が明治憲法体制下にあって統治の客体という立場に慣れ、戦後も行政に依存しがちであった『この国の在り方』自体の改革」であるといい、「もはや個別の政策・制度改革のときではなく、戦後のわが国の社会・経済システム全体にわたる大転換こそが必要な時期である。」といいきっている。

この間の経済・社会・政治の全般的転換の規定要因が、八〇年代後半からの国際競争の激化にあるのはいうまでもない。それに伴い日本型資本主義の行き詰まりが露呈し、規制緩和・撤廃＝資本の自由競争を中心に経済システムの全面転換がある。

自由競争への転換は、他方で日本型資本主義を行政的に支えてきた官治システムの転換に連動・波及し、〝官僚に対する政治の優位〟を掲げつつ、中央省庁の改革・地方分権がすすめられつつある。これは過渡期につきもののジグザクや不徹底性を現象しながらも、ただ確実にいえることはこれまでに蓄積してきた諸矛盾を転換過程で人民に一方的に押し付けることである。その典型例が少子・高齢化への対応を地方分権の名で地方政府、すなわち結局は人民に押し付けることである。

〝依らしむべし、知らしむべからず〟という伝統的政治の転換は、「自己責任」「諸個人の自立」をうたい文句にしているが、このことは従来の丸抱え方式の破綻と人民の一部の切り捨てを宣言するものである。支配階級は従来、イエ、ムラ、企業、学校、企業内組合などの諸集団を社会の安定帯とし、国家暴力の発動以前の支配秩序を再生産してきた。しかし、これら諸集団の秩序機能は、ほとんどが崩壊ないしは衰退し、その再建を進める能力も、条件も、支配階級にはない。ましてや、本格的な多国籍活動を展開する独占資本にとっては、死活的な生き残り競争に忙殺され、とても丸抱え方式など維持できない。それどころか、大量失業の常態化、雇用の流動化を必死になって推進しているのが現状である。

社会の流動化は必至である。それは大量失業も含めた労働力の流動化だけでなく、家庭、教育などの諸分野でもさらに強まるであろう（これに対処するためにも、前国会にみられるように法律的規制・日常的監視体制の一層の強化がはかられている）。今こそ失業、老人介護・福祉、教育、障害者など、諸々の問題を、労働者人民の協力・協働の力で解決するように努力し、この自治能力ある運動と組織に地方政府など行政が協力せざるを得ない状況をつくりだす好機である。こうした運動基盤をもった地域的統一戦線は、同時に支配階級のおしすすめる海外侵略・軍事進出に反対する反戦・平和の闘いの重要な推進者でもある。

民・公明・自由党の連立政権は相続税の最高税率を引き下げる方針を固めた。現在でも相続税を納めているのは、百人のうち五人程度の大金持ちであり、これらの裕福層の財産の保護をつよめ、貧富の格差をさらに強め、固定化しようという願望、すなわちブルジョアジーは永久にブルジョアジーとしての地位を保持しようという、強力な階級利害の表明である。

「現行の相続税には基礎控除や配偶者控除などの手厚い控除があり、夫が死亡し、妻と子ども三人で相続する場合、九千万円までは相続税がかからない。最高税率七十％といっても、二十億円を越える部分についてだけ適用され、課税資産額が五十億円以下なら最高税率が五五％の米国より相続税は低い」のである。（旧『赤旗』九八年十一月二五日号を参照）

われわれは数億円以上の相続をすべて税金として徴収することを掲げよう。親の財産で一生を遊んで暮らせる階級をつくるブルジョア政治は、一生をブルジョア階級の奴隷として働く労働者階級を鎖につなぎとめる政治である。

一日六時間・週三十時間労働制の確立を

「産業再生法」も前国会で成立した。これは、住専・銀行につづき数十兆円の税金を私企業、すなわちその株主たるブルジョアジーにただでくれてやるという、国家を迂回した労働者階級からの資本家にたいする上納である。

そして、労働者階級への見返りは、企業を強くするためにリストラや合理化をおしすすめ、失業者を増やし、かたや職場の労働強化を際限無くおしすすめるという代物である。すでに失業者は街にあふれ、職場の分業化された労働は八時間労働を耐えがたい苛酷なものにしている。この状況をさらにさらに推進するというのである。

これが危機に直面したブルジョア政治である。不況・大量失業にたいし、一日六時間労働・週三十時間労働制を、日本の労働者階級も現実のものとして獲得しよう！

貧富の格差を拡大するブルジョア諸政策

人民的旗印で対抗を！

▼山野　広

強度な累進課税を

今国会で成立した法律に「所得税・法人税の負担軽減措置法」がある。国税の所得税を、十～五十％の五段階累進課税から、十～三七％の四段階に。地方税の個人住民税の最高税率も十五％から十三％に軽減され、国税・地方税を合わせた個人所得課税の最高税率は六五％から五十％に下がった。

そして、今後は課税最低限所得の引き下げがもくろまれている。まさに労働者階級の上層をブルジョア側に取り込み、労働者階級のさらなる分断をおしすすめるとともに、裕福層をさらに富まそうとするものに他ならない。とりわけ一千万円を越えるような年収を苛酷な労働の見返りとしてよういやく手にしている官公庁などの一部の労働者は、この大量失業の時代にあっては、ワークシェアリングによる労働の軽減と年収の制限（とりわけ上級公務員の）をこそ、その運動の中心にかかげなければならない。官公労労働運動のさらなる骨抜きと右傾化を狙ってかけられている、「妬み」意識のキャンペーンへの反撃は、そのことを避けては闘えないであろう。

最高税率引き下げに反対し、相続額を制限せよ

来年の通常国会で、自

高齢社会、切り捨て許さず人民の協働へ

集会案内

10・15全都野宿労働者　対都庁デモ

▼十月十五日（金）正午　新宿柏木公園（新宿駅西口・歩五分）
▼主催　全都野宿労働者統一行動実行委員会

10・16反失業全国集会

▼十月十六日（土）午後一時　東京・文京区民センター（地下鉄春日駅スグ）
▼呼びかけ　全国日雇労働組合協議会　▼主催　10・16集会実行委員会

労働者共産党ホームページ
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

本紙の定期購読を御願いします
一年間12回・送料込￥二五〇〇　郵便振替00160・4・174947 労農通信社

フランス革命に於ける統治体制の教訓

——代理制原理の人民主権論

〔最終回〕

◉堀込　純一

ヴァルレの憲法思想と人民主権

フランス革命期は未だ産業革命の前で、近代工場プロレタリアは極くわずかであり、サン・キュロットの主力は手工業者・小商人であった。ヴァルレは、ルソーの思想だけでなく、このサン・キュロットと生活・闘争をともにする中から思想・理論を磨いた。

ヴァルレの憲法思想の特徴は、まず第一に、自由と平等を原理とした人権思想である。

だが彼の自由は、「他人を害しないすべての行為をなし得る権利である」という一七八九年宣言いらいの個人的自由と違い、「ヴァルレのそれは、社会的に自由を規定する傾向にあり、むしろ秩序と社会的調和を維持・管理するための原理として捕らえられていた」（辻村みよ子著『フランス革命の憲法原理』　日本評論社）といわれる。

そして、平等も社会的原理として実質的に保障することが強調されていた。その内容は、「①市民は、出生、財産もしくは身分上の差別なく、各々の能力に応じて、または、各々が抱かせる尊敬と信頼の度合いに応じて、あらゆる公職に就くことができる。②社会の必要によって要請される租税の分担は、それが納税義務の能力に応じて累進的であるかぎりにおいてのみ、平等である。③わずかな賃金で生活する個人は、生活の糧となる労働生産物の上に課税されることができない。④地位に関するすべての差別的な標章は、職務執行の際にしか用いられない。⑤社会的報奨は、なされた奉仕の価値に従って段階をつけられ、つねに専ら、徳行と個人的な功労に対して認められ、かつ、つねに共同の利用に向けられる。」（『社会的状態における人権の厳粛な宣言』の第6条）、である。

この平等観からはとうぜんにも、生存権と享受の平等から所有権の制限を導いたサン・キュロットと同様に、所有の制限は必然的である。すなわち、「財産の享有とは、占有する権利である。……」（同第16条）、「土地占有権は、社会においては限界をもっている。その範囲は、商業、農業がいかなる被害もうけないものでなければならない。いかなる国家においても貧乏人が多数を構成している。そして、彼らの自由、安全、身体の保全は、すべてに先行する財物であるから、彼らの最も自然な意志、最も不変の権利とは、富を獲得する野心を抑え、正義にかなう方法で富の巨大な不均衡を打破することによって、金持ちの圧制から身を守ることにある。」（同第17条）、「窃盗、投機、独占、買占めによって、公共財産の犠牲の上に蓄えられた財産は、社会が確かな事実によって公財私消の証拠を得たときは、即座に国有財産となる。」（同第20条）などとなる。

だが、ヴァルレの場合も、サン・キュロットと同様に、歴史的限界として、私的所有の枠はこえられなかった。たとえばそれは、第18条第4項での、世襲財産と相続財産・贈与の承認、第19条での「所有権は不可侵の権利である……」などにみられる。

命令的委任の代理制

しかし、ヴァルレの思想で最も光彩を放つのは、なんといっても人民主権論である。これが第二の特徴である。

ヴァルレは、第7条で「社会の組織は、社会状態における人権の維持を唯一の目的とする。」と、フランス革命に一般的にみられる人権—そのための統治機構観を述べたのにすぐ続けて、「これらの権利とは、主権の行使、思想の自由、個人の自由・安全・保全・財産の享有、および圧制に対する抵抗を意味する。」と、「主権の行使」をトップにかかげる。

そして、第8条—「主権の行使は、すべての諸国民に帰属する。全権力は、本来的に、諸国民のうちにのみ存在する。それは、単一、不可分、不可譲で時効消滅しえず、委任状によって委任されることができるが、決して代表されることはない。……」、第9条—「委任者の正式な委任によらずに公務を執行する者は、人民の主権を侵害する簒奪者である。」と、代表制原理を批判する。

さらに、第10条では、「諸国民の主権の行使は、互いに等しく異なる8つの部分にわけられる。それは、社会状態における人がもつ次の権利である。

1　直接にすべての公的機関を選出する権利
2　社会の利益を討議する権利
3　法律を提案することを委任された委任者に、個別的には願望と意向を、全体的には意志を提示し、かくして、みずから法律の制定に参加する権利
4　自己の委任者の利益を裏切る議員を召還し、処罰する権利
5　公の租税の必要性を確認する権利。すなわち、自由に公の租税を承認し、その使途を見守り、その税額、基準、徴収、期間を決定する権利
6　すべての公務員、行政官、官吏、国民の公金の管理者に、その事務についての報告を要求する権利
7　受任者が、それらに法律としての効力を与え、かつ執行可能にするために提起した法律案を検討し、否認もしくは裁可する権利
8　任意に社会契約を再検討し、改造し、修正し、変更する、国家のなかの全体としての市民の権利」

と全体的に規定している。

ヴァルレは、この人権宣言を書く前（九二年十二月九日）に、『特別の命令的委任に関する草案』という著作を発表している。この中で彼は、代議士に対して、「あなた方は、もはやわれわれの代表ではない。われわれの委任者であり、われわれの機関にすぎない。」と宣言し、「代理権限なく委任なければ代議士なし」という命令的委任案を展開している。それは第一次集会における選出と諸権限の委任—受任者への積極的な請願・要求と監督—人民による受任者の解任ないしは信任という関係構造をもっている。このような民主的で人民的な主権論は、今日にいたるも、どのような国でも実践されたことはないであろう。

この人民の主権行使にあたっては、「思想の自由、行動の自由、個人の自由・安全・保全・財産の享有、および圧制に対する抵抗」の権利が不可欠であるとし、彼の人権宣言の第11〜14条でそれぞれ厳格に規定している。

ヴァルレの人民主権論の画期性は、人民諸個人の活動における政治上・経済上の裏付け、保障がないかぎり、現実性をもちえない。ヴァルレは、政治面では比較的しっかりした制度的保障を構想した。だが経済面では、所有の制限という「小ブル的平等主義」の枠をこえられなかった。しかし、それはあくまでも歴史的限界なのであった。

バブーフの共産主義と人民主権

ヴァルレをふくむサン・キュロットの限界をのりこえ、あらたな地平をきりひらくのは、バブーフであった。彼は15歳のとき生家をはなれ自活し、一七八四年（24歳）に、ピカルディ地方のロワの土地台帳管理人（領主や地主の所領管理）になった。このときの経験が彼の思想の基盤となる。（かれはロベスピエールやヴァルレと異なり、正規の教育をうけていない）

一七八九年革命直後、パリに行ったが十月には戻り、ピカルディ一帯の農民運動を組織する。そして、九二年九月には、貧農の支持をえてソム県の行政官に選出された。次いで十一月には、モンディディエ地区の行政官に任命されたが、ここで行政上のミスを政敵につかれ、九三年パリに逃れる。

ピカルディ時代、バブーフはすでに突出した思想の萌芽を示している。「今日、より不幸な人たちが農地の配分によってその境遇が改善されると感じないわけにはいかない。度を超したすべての困窮、すべての貧困は、不断にかつ正当に行われるこの配分によってはっきりと軽減されることになるであろう。」（クーペ宛の九一年八月二十日付けの手紙）と、農地の配分をはっきり主張している。同年九月十日付けのクーペ宛の手紙では、「（均分された）農地は譲渡可能であってはならない。……死んだ時には、社会の中の近親者ではなく、社会そのものを相続人とすべきである。」と、農地均分とはいえ、それは実質上、占有権となっている。

一七九三年にパリに逃れたバブーフは、エベール派のショーメットなどと接触していたが、活動内容はわからない。九四年一月、バブーフは前述した事件で拘留され、七月一八日、テルミドール9日（ロベスピエール派の逮捕）の九日前に釈放される。

バブーフは、テルミドール反動下でテルミドール右派に幻想をもっていた。それは、ロベスピエールらの山岳派独裁によって、サン・キュロットの運動も組織も徹底的に破壊されたからである。したがって、山岳派独裁の否定面のみ目につき、反革命に対する独裁の意義が理解できなかったからである。

バブーフは、一七九四年十二月十八日以降、テルミドール派にたいする幻想を完全に払拭する。テルミドール派によって、革命政府とその政策が全面的に否定され、経済自由主義が復活し、民衆の餓死が放置されたからである。

民衆のジェルミナールの蜂起（九五年四月一〜二日）も、プレリアルの蜂起（同年五月二十〜二三日）も、鎮圧された。2つの蜂起の挫折は、バブーフにこれまでのサン・キュロット型の蜂起・運動の反省をせまる。

バブーフは、アラス刑務所（九五年二月七日に、蜂起の扇動を理由に、逮捕・投獄される）からの手紙で、農業・土地のみならず、商工業の私有財産制を批判している（九五年七月二八日付け）。九月四日付けの手紙では、総裁政府体制を全面的に転覆する革命の必要性を説き、十一月六日付けの新聞『護民官』34号では、平民共和派の結集を訴え、ロベスピエール体制の評価も転換しはじめる。（バブーフは九五年十月十八日に、恩赦で釈放）

そして、『護民官』35号（九五年十一月三十日付け）に、『平民の宣言』を発表している。そこでは、「土地は、誰のものでもなく、万人のものである。」「より高度の知性や、頭脳のより以上の使用と緊張を要する仕事についている者により多くの報酬をすべきだとする主張は、不合理かつ不正である。その仕事は、いささかも胃の容量を拡張するものではない。」「獲得された知識は、万人の所有物であるから、それは万人の間に平等に配分されなければならない。」「それ（共同の幸福）に至る唯一の方法は、共同の管理を設けることである。つまり、私的所有を廃止して、各人をその通暁している才能や労働に専念させ、生産された現物を共同倉庫に保管するように義務づけ、簡単な配布管理——すべての個人とすべての物を記録し、この後者をもっとも良心的な平等性をもって配分させかつ各市民の家に保管させるという、生活必需品の管理——を樹立することである。」（杉原泰雄著『人民主権の史的展開』から重引）と、私的所有の廃止と平等を明確に主張している。

世に「バブーフの陰謀」としてしられるバブーフ派の活動は、サン・キュロット主義のバブーフらと、ロベスピエール主義のブオナロッティらの二系統の合体、「融合」でおこなわれた。一七九六年三月に革命指導部としての公安秘密総裁府が結成され、わずかな活動期間ののち、内部の裏切りで同年五月七〜十日に指導的メンバーのほとんどが逮捕され終わった。

主権会議が基礎

バブーフ派の思想的特徴は、私的所有の廃止とともに、革命直後の反革命に対する独裁期の革命政府と、その後の安定期の統治機構を区別したところにある。（ここでは紙幅の関係で革命政府の時期については割愛する）

杉原前掲書によると、バブーフらの公安秘密総裁府は、実質的な平等社会では、その目的からして当然にも、人民主権を採用するとした。それはまた、立法・執行に精通する一つの階層が形成されると、人民を隷属させるので、人民主権が必要だ、としている。

杉原前掲書によると、公安秘密総裁府は、新たな社会での統治機構を次のように規定している。

まず、共和国を会合可能な広さの「区」に分割し、各区に、全市民からなる「主権会議」（第一次集会にあたる）をもうける。また、この会議によって選出される「長老会議」をおく。

次に「中央立法者院」は、直接人民によって選出される代議士で構成される。「中央立法者院」は、法律の提案、および法律の執行を確保しかつ政府を指揮・監督するためのデクレの制定という任務をもつ。

次に「国民意志擁護者院」は、人民の直接選挙によって、「長老会議」のメンバーから選ばれる。

「国民意志擁護者院」の主な任務は、「主権会議」の決定を集計して主権者意志を表明すること、「中央立法者院」がデクレの制定権を乱用して立法権を侵害することがないように監視することである。

法律の制定は、「中央立法者院」の発案か、各「主権会議」の発案かによって、分かれる。前者の場合は、決定された法律案と提案理由書を各「主権会議」におくる。「主権会議」の採決の結果は、「国民意志擁護者院」に送られ、同院が集計結果とともに、人民意志を表明する。後者の場合は、提案が人民の多数によって支持された場合には、「国民意志擁護者院」はその結果を「中央立法者院」に伝え、「中央立法者院」がそれを法案として整備し、人民の承認に付する。

すべての公務者に対する人民の監視に関しては、まず立法議員について、その負うべき責任内容は、罷免だけでなく、刑罰も含まれている。また、「審査院」を創設して、定期的に執行官の行為を審査するとしている。さらに、全執行官は、その任務を離れるにあたっても審査を受け、その任務の遂行が承認されなければ、新しい執行官職に任命されることがない、としている。

＊　＊　＊

フランス革命における理論と実践が提起した「人民主権」は、さまざまな理由があって、結局、コミンテルン系共産主義運動にも継承されなかった。このことも一因として、ソ連などでは社会主義建設とともに国家が「死滅」に向かうということにならず、「国有化万能」論ともあいまって、逆に官僚主義の宿弊化、国家の肥大化をまねいたのである。（おわり）